

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	平成27年度			平成28年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200,376	-	-	200,403	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,923,133	-	-	3,185,919	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	700,000	70,000	2,800	700,000	70,000	2,800
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	61,485,794	12,297,159	491,886	64,550,342	12,910,068	516,402
法人等向け	437,297	366,726	14,669	341,467	341,467	13,658
中小企業等向け及び個人向け	1,770,917	1,060,221	42,408	1,457,754	867,917	34,716
抵当権付住宅ローン	907,170	315,275	12,611	841,762	291,765	11,670
不動産取得等事業向け	1,049,033	1,004,918	40,196	889,335	860,459	34,418
三月以上延滞等	367,484	146,461	5,858	166,889	52,222	2,088
信用保証協会等保証付	3,805,757	371,396	14,855	3,642,041	356,249	14,249
共済約款貸付	47,054	-	-	41,850	-	-
出資等	568,485	568,485	22,739	568,485	568,485	22,739
他の金融機関等の対象資本調達 手段	4,850,628	12,126,570	485,062	4,849,708	12,124,270	484,970
特定項目のうち調整項目に算入 されないもの	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（所 謂ファンド）のうち、個々の資産 の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセッ トの額に算入、不算入となるもの	-	△ 4,575,502	△ 183,020	-	△ 4,620,341	△ 184,813
上記以外	6,722,057	6,078,925	243,157	5,847,146	5,229,952	209,198
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	85,835,190	29,830,637	1,193,225	87,283,107	29,052,516	1,162,100
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	85,835,190	29,830,637	1,193,225	87,283,107	29,052,516	1,162,100
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	4,562,130		182,485	4,490,395		179,615
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 c		所要自己資本額 d=c×4%	リスク・アセット等（分母）計 c		所要自己資本額 d=c×4%
	34,392,768		1,375,710	33,542,911		1,341,716

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー （長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー （短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	